

山梨県景観形成基本方針

1 景観形成に関する基本構想

私たちのふるさと山梨は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父などの雄大な山岳をはじめ、これらを源とする河川や溪谷、富士山や八ヶ岳の裾野に広がる高原、美しい山並みを映す富士五湖など、多様で豊かな自然が織りなす美しい景観に恵まれている。

また、歴史の流れを感じさせる神社仏閣や遺跡、街道に残る宿場のまち並みや農村の集落など、歴史的文化的資産が基調となった景観も豊富である。

さらに、周囲を山並みに抱かれた甲府盆地一帯には、桃やぶどうなどの果樹地帯の景観が展開している。

一方、幹線道路の沿道に展開する景観は、県民が日常生活の中で身近に目にするものである。

そして、市街地の駅周辺や中心商業地などの都市施設の集積地域は、人々が集まり、にぎわう空間であり、まちの顔として景観づくりに十分配慮したいところである。

良好な景観は、日々の生活に潤いと安らぎをもたらし、明日への活力を養ってくれるものであり、誰もが等しくそのすばらしさを享受できる地域共有の財産である。

景観は、そのほとんどが自然に対する人間の働きかけの結果として現れるものであり、人々の営みにより良くも悪くもなるものである。

このような基本認識のもと、県や市町村、県民、事業者は、次に

掲げる基本的な視点を踏まえ、力を合わせて優れた景観の保全と創造に取り組まなければならない。

(1) かけがえのない景観の保全と継承

本県の多様で豊かな自然や貴重な歴史的文化的資産は、山梨を象徴する美しい景観をつくりだしている。

こうした景観は、私たちに、山梨に住むことの誇りとふるさととしての愛着を感じさせるものであるが、いったん損なわれると修復が困難なものである。

したがって、私たち県民一人ひとりには、これらかけがえのない自然景観や歴史的文化的景観を県民共有の財産として大切に守り育て、後世に継承していかなければならない。

このため、優れた自然景観や歴史的文化的景観の保全を図るうえで重要な地域において、建築物や工作物の設置、地形の改変などの景観に影響を与える行為を行う場合には、これらの景観を損なわないようにその規模、位置、形態、色彩、緑化等について十分配慮するものとする。

また、多様で豊かな自然は、本県の景観を大きく特徴付け、県土全体の景観の骨格をなす貴重な資産である。とりわけ、県内のほとんどの地域から眺められる美しい山並みは、これらを遠景として眺める地域の景観にも、その背景として落ち着きや穏やかさを与えるなど、景観形成上極めて重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの美しい山並みを県土全体の景観形成を進めるうえでの基調として位置付け、その保全のための配慮はもとより、これらの眺望に配慮した景観形成に努めるものとする。

(2) 快適で魅力ある景観の創造

まち並みや沿道、あるいは住まいの周辺など日常的な生活環境においても、機能性や効率性の追求だけでなく、精神的文化的に快適な環境、とりわけ潤いと安らぎをもたらす優れた景観づくりが必要である。

このような日常的な生活環境においては、建築物や工作物、公共施設、屋外広告物、植栽などが景観を構成する重要な要素であるので、これらの建築物等自体の美しさの追求と周辺の景観との調和に配慮した景観づくりを進めるとともに、人々が集い、触れ合うことのできる憩いの場としての雰囲気づくりや地域の活性化にも配慮し、人間性豊かで魅力ある景観の創造を目指すものとする。

また、身近な生活環境においても、個々の住まいやその周辺の緑化や修景、美化に取り組むことにより、快適で住みよいまちづくりを進めるものとする。

(3) 地域の特性を生かした個性豊かな景観づくり

私たち一人ひとりの心の中に息づいているふるさとの風景は、自らが生まれ育った地域や現に生活している地域の風土や歴史、文化など地域固有の特性と人々の生活とがしっくりと調和した景観である。

このように、地域固有の特性が十分に生かされ、高められた景観は、そこに住む人々が愛着と誇りを感じるだけでなく、他の地域の人々の心をひきつける景観でもある。

このため、それぞれの地域における風土や歴史、文化などの特性を十分認識し、これを発揮することにより、その地域ならではの良さを醸し出す個性豊かな景観づくりを目指すものとする。

2 景観形成地域に関する基本的な事項

特に県民に親しまれ、かつ県民の誇りうる優れた景観を有する地域や新たに優れた景観を創造すべき地域は、「景観形成地域」として指定し、重点的に守り育てていくものとする。

景観形成地域の指定、景観形成基本計画及び景観形成基準の策定並びに指定後の取組に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 景観形成地域は、原則として共通の景観特性を有する地域が一定の広がりを持っていること。
- (2) 景観形成地域の指定は、地域内の主要な景観資源や土地利用などに影響を及ぼす開発等の社会的経済的要因の動向などについて検討のうえ、緊急性を勘案しながら進めること。
- (3) きめ細かな景観形成を図るため、地域内の景観資源や眺望地点等の実態などを踏まえて、景観形成の方向を明らかにし、これに即した景観形成基本計画と景観形成基準を策定すること。
- (4) 地域の景観形成基本計画や景観形成基準の策定に当たっては、地元市町村や地域住民の意向を十分に反映すること。
- (5) 地域の景観を高めるため、公共事業が先導的な役割を果たすこと。
- (6) 地域住民や市町村において、景観形成の推進に関し積極的な取組が行われること。
- (7) 届出を要する行為の計画段階での景観への配慮が行われるよう事前相談や事前指導の徹底と建築関係団体との十分な連携を図ること。

3 大規模行為に係る景観形成に関する基本的な事項

大規模な建築物、工作物及び物品の集積場などは、周辺の景観に大きな影響を与え、その出現によって従来の景観を一変させるような場合がある。

このため、一定の規模を超える建築物や工作物の建築、物品の集積や貯蔵については、県内の全域を対象として、次の事項に配慮しながら、良好な景観形成を図るものとする。

- (1) 大規模な建築物等自体の美しさの追求とともに、周辺景観との調和に十分配慮すること。
- (2) 大規模な建築物等が建築される地域の特性に配慮したきめ細かな景観形成を行うこと。特に、優れた景観を有する山岳などの近傍にあっては、その稜線を乱さないなど景観の保全に配慮し、歴史的建造物や遺跡などの近傍、あるいは山麓や高原、田園など面的な広がりを持つ地域にあっては、周囲に違和感や突出感を与えないよう周辺景観との調和に配慮すること。
- (3) 届出を要する行為の計画段階での景観への配慮が行われるよう事前相談や事前指導の徹底、建築関係団体との十分な連携を図ること。

4 景観形成のための事業に関する基本的な事項

優れた景観づくりを進めていくためには、地域における県民の地道な実践活動を基本としつつ、景観に影響を与える各種の行為について景観条例に基づき良好な景観形成への誘導を行うとともに、景観形成のための事業を積極的に推進していくことが必要である。

これらの事業は、公共事業として実施されるものがほとんどであ

るので、県や市町村などが公共事業を実施する場合は、公共事業等景観形成指針を活用し、相互に密接な連携を図りながら、中長期的な展望のもと、積極的に景観形成を推進するものとする。

- 5 景観形成に係る知識の普及及び思想の高揚に関する基本的な事項
望ましい景観形成を進めるに当たっては、行政による努力はもとより、住民や事業者一人ひとりの景観づくりの意義と必要性に対する十分な理解と高い関心が不可欠である。

このような住民、事業者の景観意識の高揚と気運の醸成を図るため、広報活動の実施、シンポジウムや講演会、講習会、研修会の開催など各種の普及啓発活動に積極的に取り組むものとする。

- 6 景観形成に係る県民の自主的な活動の助長に関する基本的な事項
地域の景観づくりは、地域で生活する住民が担い手となり、自らの住まいの景観向上に努めるとともに、周辺の美化、緑化活動に参加するなど、自主的に取り組むことが求められる。

このような地域の住民、事業者による自主的な景観形成を進めるため、地元市町村との連携を図りながら、自治会や町内会などを単位とした景観形成住民協定の締結を促進し、支援する。

- 7 その他景観形成に関する基本的な事項

- (1) 市町村における景観形成に関する施策

地域の風土や歴史に根ざした個性豊かな景観形成を図るためには、市町村が、県の施策とあいまって、地域の特性に応じた景観形成に関する施策を積極的に展開することが必要である。

このような施策の展開に当たっては、住民参加のもとで地域全体の景観形成の目標、将来像を設定することが重要である。

こうした過程を通じて、合意形成が促進され、景観づくりに参加する気運が醸成される。

このため、自主的に景観形成に関する施策を策定し、実施する市町村に対して、県は、必要な指導、援助を行うものとする。

(2) 景観形成に関連する他法令等の活用

景観形成に関連する法令は、自然公園法、都市計画法、建築基準法、文化財保護法、屋外広告物法等極めて多岐にわたっている。

これらの法令に基づく景観形成に関わる施策については、景観条例や他法令との調整を図りながら、景観形成の観点に立った適正かつ効果的な運用を行い、総合的に景観対策を推進するものとする。

とりわけ、これらの法令に基づく制度のうち風致地区、美観地区、地区計画、建築協定、緑化協定、伝統的建造物群保存地区など、景観形成を図るうえで効果を発揮する制度については、積極的な活用を図っていくものとする。